

申請書類 チェックシート

☆すべての方が必要な書類

		チェック欄
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	こども1人あたり1枚の申請書が必要	<input type="checkbox"/>

☆保育の必要性の中から該当する書類

◎印はこども未来課所定の様式があります。

保育の必要性	認定内容	必要書類	父		母	
			父	母	父	母
就労(就労予定)		◎勤務証明書(雇主の証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
自営業	・月60時間以上の労働時間 ・月60時間×最低賃金以上の収入 (最低賃金853円 10/6時点)	◎自営業等申立書 ※添付資料があります。詳しくは申立書裏面をご確認ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
内職		◎内職証明書(発注者の証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
妊娠・出産	出産月の産前産後2ヶ月の計5ヶ月例)6月出産:4~8月が対象	親子健康手帳(母子保健手帳)の写し (手帳の表面と出産予定日記載欄の写し)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
保護者の疾病・障がい	保護者の疾病・障がいにより保育が困難な時	◎診断書(担当医による証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
介護・看護 (※同居していること)	病人や障がい者、要介護者を介護により保育が困難な時	◎診断書(担当医による証明) ◎介護・看護状況証明書 (民生委員・児童委員の証明)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
就学(就学予定)	月60時間以上の就学時間	在学証明書と時間割表 (就学先の任意様式と週の就学状況のわかる時間割)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
求職活動	3ヶ月間利用可能 ※年度に1回のみ	◎求職活動申告書 + ◎求職活動支援機関等利用証明書 または◎採用選考証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
育児休業	在園児のみ対象。 ※入園日が育児休業中の場合、無償化対象外。(職場復帰日より対象となる)	◎勤務証明書(雇主の証明) ◎育児休業証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
災害復旧等に あたっている方	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	「罹災証明書」等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

保育の必要性は随時確認をします！

- 就労等に期限のある方については随時実績確認をします。
(求職活動中で申し込みをされた方、雇用期間に期限のある方、出産・産休中の方等)
- 保育の必要性の期限が切れた方については無償化対象外となりますので、認定期間内に勤務証明書等の書類提出をお願いします。



☆該当する世帯のみ必要な書類

		チェック欄
公立保育所・認可保育園への申し込みを行わず、認可外保育施設等を利用した場合	◎保育施設等利用申し込み等の不実施に係る理由書	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯の方	下記の①~④のうち、いずれか1つ ①戸籍謄本 ②母子父子医療費受給者証の写し ③児童扶養手当受給者証の写し ④遺族年金受給者証の写し	<input type="checkbox"/>
読谷村に住所登録をしていない方 (外国籍の方)	下記の①と、②~③のうち、いずれか1つ ①パスポートorID(氏名・生年月日の記載があるもの) + ②アパートの契約書 ③公共料金の支払い通知書(住所、お名前の記入あり)	<input type="checkbox"/>
令和5年1月1日時点、読谷村に住居登録がない方で、0歳~2歳児のこどもの認定を申請する場合 ・令和5年1月2日以降に読谷村に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が読谷村にない方	下記の①~②のうち、いずれか1つ ①世帯の令和5年度 課税証明書 ※市区町村住民税の「均等割・所得割」が確認できるもの ※令和5年1月1日時点の居住所の市町村が発行するもの ②個人番号が確認できる書類 ※マイナンバー通知カードや個人番号記載の住民票の写しの場合、本人確認できる書類(運転免許証、パスポート)の提出が必要	<input type="checkbox"/>
生活保護世帯の方で、0歳~2歳児の子どもの認定を申請する場合	被保護証明書	<input type="checkbox"/>
軍人・軍属の方で0歳~2歳児の子どもの認定を申請する場合	前年度中の収入が確認できる書類 (2022年 W-2の写しなど)	<input type="checkbox"/>

■支給上限額

児童の年齢 世帯の課税状況	利用している施設・利用を予定している施設				
	新制度移行幼稚園		新制度未移行幼稚園		認可外 保育施設等※1 複数施設 利用可能
	教育時間 + 預かり保育※2	教育時間 + 預かり保育※2	教育時間 + 預かり保育※2	教育時間 + 預かり保育※2	
3~5歳児クラス 満3歳を迎えた 次の4/1以降3年間	<input type="checkbox"/> 〇要申請 1日450円×利用日数 (新2号)	<input type="checkbox"/> 〇要申請 月額上限25,700円 (新1号)	<input type="checkbox"/> 〇要申請 1日450円×利用日数 (新2号)	<input type="checkbox"/> 〇要申請 月額上限37,000円 (新2号)	
満3歳児 満3歳になった日から 最初の3/31まで	<input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 〇要申請 月額上限25,700円 (新1号)	<input type="checkbox"/> 対象外		
市町村民税非課税世帯の 満3歳児 満3歳になった日から 最初の3/31まで	<input type="checkbox"/> 〇要申請 1日450円×利用日数 (新3号)	<input type="checkbox"/> 〇要申請 月額上限25,700円 (新1号)	<input type="checkbox"/> 〇要申請 1日450円×利用日数 (新3号)		
市町村民税非課税世帯の 0~2歳児クラス				<input type="checkbox"/> 〇要申請 月額上限42,000円 (新3号)	

・「〇」については無償化の対象部分です。「要申請」と記載のない箇所は、読谷村へ申請する必要はありません。

・新2号及び新3号については「保育の必要性」について確認いたします。

・給食費など保育料以外の費用は無償化対象外となっています。

※1 認可外保育施設等とは・・・

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。

※2 預かり保育の新2号の月額上限額は11,300円。新3号の月額上限額は16,300円。

認可外保育施設を利用している方へ

通っている認可外保育施設の保育料と合わせて、一時預かり保育、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用した場合も
上限の範囲内で無償化の対象となります。

